

情 個 審 第 4 3 号

令和8年1月27日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 亀田 哲也

保有個人情報不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和6年10月17日付け農整諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定地番の土地の水路撤去について分かる文書」不開示決定（不存在）に係る審査請求事案

（個人情報諮問第111号）

（個人情報答申第105号）

## 第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定（不存在）は妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 保有個人情報の開示請求

令和6年1月9日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる内容の保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「平成○年度県営土地改良事業○○○○換地区における私所有の田（○○○○○○○○○○○○○○○○番地）の公図と現況の不一致について、県南農林事務所が適正に処理されていると発言する理由が分かる文書及び○○○○○○○○○○○○○○○○番地の水路撤去について分かる文書」

### 2 実施機関の決定及び通知

令和6年2月22日、実施機関は、本件開示請求に係る個人情報のうち、「平成○年度県営土地改良事業○○○○換地区における私所有の田（○○○○○○○○○○○○○○○○番地）の公図と現況の不一致について、県南農林事務所が適正に処理されていると発言する理由が分かる文書」として、換地図等の文書を全部開示する旨の決定を行い、同日付け南農土指令第○○号により、審査請求人に通知した。

また、同日、実施機関は、本件開示請求に係る個人情報のうち、「○○○○○○○○○○○○○○○○番地の水路撤去について分かる文書」については、当該文書が存在せず、現に保有していないとして、保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け南農土指令第○○号により、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和6年3月15日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求書における主張

(1) 平成○年度県営土地改良事業○○○○換地区の審査請求人所有の田（○○○○○○

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地（以下「本件土地」という。）における公図と現況の不一致について、県南農林事務所が適正に処理されていると発言する理由の分かる文書、また本件土地の隣接水路撤去について分かる文書の開示を請求する。

- (2) なお、本件土地における公図と現況の違いについては、県営土地改良事業令和〇〇〇〇年度施工の道路拡幅改良工事の中で、令和〇年〇月〇〇日の道路境界立会で現況と公図の違いが分かり、〇〇〇〇選出の県議会議員、県南農林事務所工務課及び用地管理課、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、審査請求人とで協議を進めてきたところである。
- (3) 本件土地の隣接水路撤去について分かる文書開示については、実施機関の説明では、本件開示請求を受けて探索したが見つからず、現に保有していないことが開示しない理由とあるが、本件は水路の撤去を含め公図の訂正の協議を数十回行っており、文書を保有していない旨の令和6年2月22日付けの実施機関の通知書は到底受け入れられない。
- (4) そもそも、令和〇〇〇〇年度施工の県営土地改良事業の道路拡幅改良工事における、令和〇年〇月〇〇日の道路境界立会（県南農林事務所工務課、〇〇〇〇〇〇〇、審査請求人、施工業者）では、公図と現況の違いが分かった後の県南農林事務所工務課の担当〇〇からは、「水路撤去については土地改良区の責任のもと早急に処理する」との発言があり、公図と現況の相違発覚時の令和〇年〇月から〇月までは県南農林事務所用地管理課〇〇〇が担当で、「換地業務が関係したので用地管理課が対応し先送りでも〇年が経ってしまった。公図訂正の場合は周りの方々の同意が必要」等、審査請求人の要望に建設的であった。令和〇年〇月〇〇日には県議会の農林水産委員長も現地視察をしている。

ところが、令和〇年〇月、異動で当時の用地管理課長及び担当〇〇に代わった途端、異動後一度も現地確認せず、同年〇月〇〇日には県南農林事務所土地改良部門長の応接セット前にて、用地管理課長から「本件土地の公図訂正はできない。理由は適正に処理されている」、さらに土地改良部門長からは、「公図訂正はしない。この最終判断は組織の所長である」と一方的に告げられた。

この判断の結果、隣接〇道を管理している〇〇〇〇で、平成〇年度県営土地改良事業で造られた県道〇〇〇〇〇線と交差する〇道（本件土地地先）については、県南農林事務所と協議の上、公図どおりに令和〇年〇〇月〇〇日から同月〇〇日までに道路法面を80センチメートル削り取る工事を実施したが、〇道が交差する県道敷内は、令和〇〇〇〇年度施工の県営土地改良事業の道路拡幅改良工事のままで、土のう積みの状態で外観も悪く、県南農林事務所用地管理課長及び担当〇〇に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に交渉するよう要望している。

また、水路撤去に関しては、令和〇年〇月〇日付けで茨城県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）の会長宛てに県営ほ場整備事業における公図訂正願いを書面にて提出し、同月〇〇日付け茨土改連本発第〇〇〇号にて回答を

得ている旨を、令和〇年〇月異動で着任した用地管理課長と担当〇〇に伝えたところ、その件は承知しているとの同課長の返事であったが、わずか〇年で異動している状況で未だ対応されていない。

## 2 反論書における主張

- (1) 弁明書では、「水路」は県営土地改良事業〇〇〇〇(〇〇換地区)により農業用排水路として設置され、建設省名義で換地計画が確定され登記したが、審査請求人は、自身の田の農作業に支障となるため、本件土地に係る部分の水路の撤去を換地処分前の整地工事、水路設置時から要望していたとなっているが、この弁明は逆で、本件土地については、換地計画の際に換地委員から審査請求人の父に対して、「ここの三角の土地で同意してもらわないと換地計画全体に支障が出るので、水路を撤去し、農作業に支障をきたさないような三角の土地にするから協力してほしい」旨の条件付きで同意し、工事が行われた訳である。

そして、平成〇年〇月〇〇日付けの〇〇〇〇〇〇換地区一時利用地指定通知書、平成〇年〇〇月〇〇地区県営圃場整備事業〇〇工区調整地処分における土地売渡契約を締結して土地改良事業が進められてきた。

- (2) そこで、諸問題が発生し、平成〇年〇〇月〇〇日の維持管理委員会で、水路の一部撤去について審議され委員の理解を得ている。また平成〇〇年〇月〇〇日付けで〇〇〇〇〇〇土地改良区(以下「本件土地改良区」という。)の理事長宛てに〇〇〇〇〇〇換地区内排水路の一部撤去申請書を提出し、同年〇月〇日付けで同理事長から、「再度〇〇地区維持管理委員会を開き協議する。協議結果は文書で報告する」との回答を得たが、〇〇年経った現在全く報告もない。

そして、平成〇〇年〇月〇日付けの登記済証が〇〇土地改良事務所から交付、平成13年には地方分権一括法が施行され、道・水路の維持管理が市町村に移管された。〇〇〇〇では、水路は平成〇〇年〇月〇〇日に関東財務局から移管、道路は平成〇〇年〇月〇日に茨城県知事から〇〇〇〇へ譲与された。

しかし、水路撤去は整地工事後も、〇〇年間先送りされてきている。

- (3) ところが、令和〇〇〇〇年度に県営土地改良事業で道路拡幅改良工事が行われた際に、現況・換地計画図と公図の違いが発覚し、令和〇年〇月〇日付けで連合会会長宛に「県営ほ場整備事業〇〇〇〇〇〇換地区における公図訂正願い」を提出し、同会長から「文書で回答」を得ている。令和〇年〇月県の異動で着任した県南農林事務所用地管理課長と担当〇〇に連合会会長宛てに提出した書面について説明したところ、承知しているとの返答があった。しかし、これより〇年〇〇月経った現在も水路の公図訂正については県南農林事務所からは全く説明がない。

また、水路撤去関連で、県南農林事務所用地管理課に対して、当時の換地計画図の開示要求をしたところ、換地計画図は無いとの回答であったが、令和〇年〇〇月〇〇日に県議会議員が県南農林事務所に直接交渉に当たったところ、一転、当時の換地計画図をコピーして提供してくれた。提供された換地計画図は前段で

述べた〇〇〇〇〇〇換地区一時利用地指定通知書及び〇〇工区調整地処分における土地売渡契約書の仮地番・地積・場所が全て一致していた。

- (4) こうした事柄を含め、弁明書では、土地改良事業の根幹になっている換地委員と地権者との同意確認事項には触れず、県営土地改良事業〇〇〇〇(〇〇換地区)については、昭和〇〇年〇月に認可され、平成〇年〇月〇〇日に〇〇地区の全権利者から成る権利者会議が実施され、参加者の3分の2以上の賛成をもって換地計画が議決、平成〇年〇月〇日に換地計画確定の後、同年〇月〇〇日に換地処分、平成〇〇年〇月〇〇日に換地処分公告、同年〇月〇日に〇〇〇〇〇〇換地区の登記が完了している旨の一般論だけが弁明書に記載されている。審査請求人が平成〇〇年〇〇月〇日付け〇〇〇〇土改第〇〇号で本件土地改良区理事長から〇〇〇〇換地区登記証の交付通知があり交付された登記済証では、平成〇〇年〇月〇日登記済となっているが弁明書では平成〇〇年〇月〇日登記完了と記載してあり、月日が違っている等も確認することが出来た。
- (5) 従って、今日まで関係文書等を提示しながら幾度となく説明・交渉を行ってきており、「水路撤去についてわかる文書は、探索したが見つからず、現に保有していないため全部開示しないこととした」との実施機関の弁明書は、納得できず、反論する。

### 3 令和7年1月23日付け提出文書における主張

- (1) 実施機関は、本件処分の理由について、開示請求を受けて探索したが見つからず現に保有していないためとしているが、本件の水路撤去及び〇〇拡幅改良工事で平成〇〇〇〇年の換地計画図が今まで〇〇年余存在しないとされていたものが、県議会議員が県南農林事務用地管理課に直接交渉したところ、〇〇年余経って初めて開示されており、なぜ、地権者が開示を求めても県南農林事務用地管理課は開示せずに議員が交渉したら開示したのか、同じ県民として理解できない。
- (2) 水路撤去については県南農林事務用地管理課長及び担当〇〇に、令和〇年〇月の着任早々資料(平成〇〇年〇月〇〇日付け本件土地改良区理事長宛ての県圃〇〇〇〇〇〇換地区内排水路の一部撤去申請書及び同年〇月〇日付けの本件土地改良区理事長からの排水路の一部撤去申請に対する回答書)を基に説明したところ、その際、同課担当〇〇の前任者の担当〇〇〇から説明のあった「県営土地改良事業で造った、道路・水路は地方分権一括法の制定で平成13年から各市町村で管理することになっているので、従来の建設省とかの国の対応ではない」ことも承知しているとの事であったが、着任後、約〇年経っても全く取り取り組まず、令和6年度も残り2ヶ月になってしまった。
- (3) 平成〇年度県営土地改良事業で工事を行った現場と県で登記した公図(平成〇〇年〇月〇日登記完了)が合わないことに対し、県議会議員、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇課長及び担当係長、本件土地改良区理事長たちが現地へ出向き現地確認を行っていただいた。

- (4) 県議会議員、〇〇〇〇〇〇〇〇職員たちが現地確認などをしており、審査請求人から担当である県南農林事務所用地管理課長及び担当〇〇に、現地を見れば一目で分かるのではと何回も現地確認のお願いをしても、一度も現地を確認しないで、あたかも現地確認をしたような判断をしている。県職員として現地確認もせずに現場を見ないで公図どおりとの判断を下す事は考えられない。異常としか思えない。県職員は異動があれば引き継ぎで済むが、地権者の登記関係は一生涯の問題であることを忘れずに対処されたい。
- (5) 平成〇年〇〇月〇〇土地改良区理事長との調整池土地売渡契約書は、県南農林事務所用地管理課長及び担当〇〇承知済とのこと。
- (6) 平成〇年〇月〇〇日付け〇〇土地改良事務所長名の一時利用指定通知書では仮27-1田529平方メートルの土地が現地で五角形になってしまっているのので、換地計画の説明で承諾したとおり、飛び出た水路を撤去し、田529平方メートルの排水ができるよう約束した。ところが、県土地改良事務所で工事の約束を守らず6年間先送りされて来たため、審査請求人の父が平成〇年〇〇月〇日に土地改良区事務局へ厳しい態度で申し出を行ったところ、平成〇年〇〇月〇〇日に維持管理委員会が開催され委員全員の理解を得た。
- 県南農林用地管理課長及び担当〇〇は、令和〇年〇月〇日付けの連合会会長宛ての水路撤去に関する公図訂正願い及び令和〇年〇月〇〇日付けの連合会会長からの回答書については、承知しているとの事であった。
- (7) 平成〇〇年〇月〇日に登記完了
- (8) 令和〇〇〇〇年度に県営土地改良事業で当地先の道路拡幅改良工事が行われ境界立会いで公図と現地の相違が発覚し、令和〇年〇〇月〇〇日に県議会議員が審査請求人同席のもと、県南農林事務所用地管理課に交渉したところ、存在しないとされていた平成〇〇〇年の換地計画図が〇〇年余経って提示された。
- (9) 令和〇年〇月〇日審査請求人が〇〇地区委員長に現況と公図の相違について説明したところ、委員長の見解は、本件土地の公図と現況が違っていることはおかしい、連合会で杭を基に確定測量をしているので、公図と現況は合うのは当然で、正しく直すべきであるというものだった。
- (10) 令和〇年〇月〇〇日の県議会議員から審査請求人へ電話連絡
- ア 議員「〇月〇〇日現地視察以降、土地改良部門とかを含めて歴史的部門を確認している。現地をみるなどして、形式的な書類は整っている。事実的に不適正なもの、間違っただけを証明できれば公図変更もできる。証明できる経緯を当たっても、いくつかのものが見当たらない。」との説明
- イ 審査請求人「この土地は平成〇年度、県で土地改良工事を行い、工事竣工後〇〇年余経って、確定測量が行われ、平成〇〇年〇月〇日登記になった訳で、測量した公図と現地が合わないこと事態おかしい。現地をみれば一目で分かる。〇〇地区事業委員長の見解も「本件土地の公図と現況が違っていることはおかしい。連合会で杭を基に確定測量をしているので、公図と現況は合うのは当然

- で、正しく直すべきである。」旨を議員に説明
- ウ 議員「わかった。再度県へ話をする。」との返答
- (1 1) 令和〇年〇月〇日付けの連合会会長宛ての水路撤去に関する公図訂正願い及び令和〇年〇月〇〇日付けの連合会会長からの回答書については、県南農林用地管理課用地管理課長及び担当〇〇はその書類のことは承知しているとの事であった。
- (1 2) 令和〇年〇〇月〇〇日に県議会議員と審査請求人が県南農林事務所へ出向き交渉
- ア 議員質問「なぜ、県で工事した現況(平成〇年度)と県で登記した公図(平成〇〇年〇月〇日登記済)が何故合わないのか説明してほしい」
- イ 担当〇〇〇が議員の質問に答えず議員が激怒した為、担当〇〇〇が議員に対して平成〇年当時の換地計画図をコピーして手渡した。審査請求人も手渡された。〇〇年前の換地計画図は平成〇年〇〇月の〇〇土地改良区理事長との調整池土地売渡契約書及び平成〇年〇月〇〇日付け〇〇土地改良事務所長名の一時利用指定通知書の地番地積が合致しており諸問題解決になっている。
- (1 3) 令和〇年〇月〇〇日に県議会議員と審査請求人が県南農林事務所へ出向き再度交渉
- ア 議員質問「審査請求人は県で工事した状態のまま〇〇年余耕作している。県で工事した現況どおりに公図を直すのかどうか。」
- イ 担当〇〇〇「現況と公図の違いによる公図訂正は公図が基本である。」と議員の質問に答えず、繰り返しの答弁
- ウ 議員質問「確定測量の経緯をよく調べて、県で工事したとおりに、公図を直すようやってもらいたい。」
- エ 担当〇〇〇「公図訂正の場合は周りの方の同意が必要になる。」
- 審査請求人意見「周りの方の同意の場合は県道〇〇〇〇〇線の管理者の〇〇〇〇〇〇及び地権者は土地改良区の理事長と全員が換地委員で問題にはならない。」
- オ 工務課長返答「よく調べて考えます。」

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求め、おおむね次のとおり主張した。

##### 1 弁明書における主張

###### (1) 文書の特定について

本件開示請求のうち、「水路撤去について分かる文書」について、実施機関は、審査請求人のいう「水路」を〇〇〇〇〇〇〇〇番地の用悪水路(地積400平方メートル)の一部と特定した上で、〇〇〇〇〇〇〇〇番地の用悪水路の一部を撤去することについて記載のある文書と特定した。

## (2) 「水路」について

審査請求人のいう「水路」は、県営土地改良事業〇〇〇〇(〇〇換地区)により農業用排水路として設置され、建設省名義で換地計画が確定され登記したが、審査請求人は、自身の田の農作業に支障となるため、本件土地に係る部分の水路の撤去を換地処分前の整地工事、水路設置時から要望していた。しかし、県営土地改良事業〇〇〇〇(〇〇換地区)については、昭和〇〇年〇月に認可され、平成〇年〇月〇〇日に〇〇地区の全権利者から成る権利者会議が実施され、参加者の3分の2以上の賛成をもって換地計画書が議決、平成〇年〇月〇〇日に換地計画確定の後、同年〇月〇〇日に換地処分、平成〇〇年〇月〇〇日に換地処分公告、同年〇月〇日に〇〇〇〇〇〇換地区の登記が完了している。審査請求人は換地処分前から水路の撤去を要望していたが、換地処分まで水路は撤去されなかったため、土地改良事業完了後も引き続き撤去を求めている。

そのため、審査請求人は水路について記載された文書の開示を保有個人情報の開示請求により実施機関に求めた。

## (3) 保有個人情報の開示をしないことの理由

実施機関は、本件開示請求を受けて、「水路撤去について分かる文書」について、執務室内の机や書庫、倉庫、担当端末のデータ、所属共有フォルダを探索したが、〇〇〇〇〇〇〇〇番地の水路の一部を撤去することについて記載のある文書を発見・特定することは出来なかった。

また、更に今回の本件審査請求を受けて、改めて「水路撤去について分かる文書」について執務室内の机や書庫、倉庫、担当端末のデータ、所属共有フォルダを探索したが、発見・特定することは出来なかったため、現に保有していない。

(4) 以上のとおり、本件処分については、対象の文書を保有しておらず、存在しないことから全部を開示しないことにしたものである。

## 2 結論

以上により、本件処分には、違法又は不当の点はない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件開示請求に係る個人情報について

本件開示請求に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地の用悪水路の一部撤去について記録された情報であると認められる。

なお、本件開示請求に係る保有個人情報開示請求書には、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地の水路撤去についてわかる文書」と記載されているが、本件土

地に隣接する水路の地番は〇〇〇〇〇〇〇〇番地であることから、実施機関は上記のとおり特定したものである。

## 2 本件処分の妥当性について

(1) 実施機関は、本件個人情報について、執務室内の机や書庫、倉庫、担当端末のデータ、所属共有フォルダを探索したが、発見・特定することはできなかったことから、現に保有していないと主張している。

これに対し、審査請求人は、水路の撤去に関して幾度となく説明や交渉を行っており、実施機関の主張は納得がいかないと主張していることから、本件個人情報の探索や保有の状況について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、概ね以下のとおりであった。

ア 実施機関は上記1のとおり本件個人情報を特定したが、探索に当たっては特定した文書の地番に限らず、審査請求人の個人情報に係る文書のうち「水路の撤去」について記載されている文書を探索し、その結果発見できなかったものである。

イ 審査請求書における令和〇年〇月〇〇日に県南農林事務所の担当者が「水路撤去については土地改良区の責任のもと早急に処理する」と発言したとの記載及び令和〇年〇月〇〇日付け提出書類における「平成〇年〇月〇〇日付け〇〇土地改良事務所長名の一時利用指定通知書では、仮27-1田529平方メートルの土地が現地で五角形になってしまっているため、換地計画の説明で承諾したとおり、飛び出た水路を撤去し、田529平方メートルの排水ができるよう約束した」との記載についても改めて探索したが、該当する文書は見当たらなかった。

ウ 本件土地で実施された土地改良事業の換地に関する文書については、換地処分の告示に関する文書などが保管されているが、当時の要望に係る文書や報告・連絡書等については保管されておらず、当時、換地処分に係る異議申立てや意見・要望があったか否かは、当時の文書の保管及び廃棄の記録がないため不明である。

換地処分が確定してから20年以上経過しており、仮に処分当時、換地に関する異議申立てなどがあり、その文書を取得していたとしても、告示に関する文書等の長期で保存する文書以外は、保存期間を過ぎたため廃棄したものと考えられる。

(2) 以上について検討すると、実施機関が行った探索の方法及び範囲が不十分であるとは認められない。また、探索の結果残されている文書の状況から、換地処分に関する異議申立てなどの文書が仮に存在していたとしても、既に廃棄されていると

いう実施機関の説明についても不合理な点はなく、本件個人情報を保有していないとの実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められない。

そのほか、本件個人情報に係る文書を保有していると判断すべき特段の事情は認められない。

なお、具体的な廃棄の状況が確認できないとの点については、本件のような事案がある事を考慮すれば、今後同様の事務を行うに当たっては、廃棄日時を記録しておくことが望ましい。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、本件個人情報の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

### 4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和6年10月21日	諮問受理
令和7年10月21日	審査（令和7年度第7回審査会第一部会）
令和7年11月18日	審査（令和7年度第8回審査会第一部会）
令和7年12月18日	審査（令和7年度第9回審査会第一部会）
令和8年1月22日	審査（令和7年度第10回審査会第一部会）